

岩手県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づいて行った事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する

。

平成31年2月26日

岩手県監査委員 小 野 共

岩手県監査委員 千 葉 伝

岩手県監査委員 寺 沢 剛

岩手県監査委員 沼 田 由 子

平成30年度行政監査結果報告書

「公用車の管理及び安全対策等について」

平成31年2月

岩手県監査委員

目 次

第1	行政監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の対象	1
5	監査の実施方法	2
第2	監査の結果	4
1	公用車の保有状況及び使用状況について	4
(1)	公用車の保有状況	4
(2)	トランスミッション別の保有状況	5
(3)	公用車の経過年数	7
(4)	公用車の年間走行距離	7
(5)	公用車の総走行距離	8
(6)	公用車の稼働状況	8
(7)	公用車の稼働率が低い理由	9
(8)	稼働率が低い公用車の今後の方針	9
2	公用車の配置及び更新等について	10
(1)	公用車の配置状況	10
(2)	公用車の更新状況	11
(3)	私用車の公務使用	12
3	公用車の運行管理について	14
(1)	安全運転管理者の選任	14
(2)	副安全運転管理者の選任	14
(3)	公用車取扱責任者の指名	14
4	公用車の点検及び整備について	15
(1)	車検	15
(2)	車検切れ運行防止の取組	15
(3)	定期点検	16
5	公用車の安全対策について	17
(1)	交通事故の発生状況	17
(2)	交通事故防止のための取組	17
(3)	公用車の搭載機器	17
(4)	公用車の任意保険の補償内容	18

第3	監査意見	19
1	全体の評価	19
2	意見	19
(1)	公用車の効率的な使用について	19
(2)	公用車の適切な配置及び計画的な更新等について	19
(3)	公用車の運行管理体制について	20
(4)	公用車の点検及び整備について	21
(5)	公用車の安全対策について	21

【参考】

1	道路交通法	23
2	道路交通法施行規則	23
3	道路運送車両法	24
4	公用車運行管理規程	25

第1 行政監査の概要

1 監査のテーマ

公用車の管理及び安全対策等について

2 監査の目的

本県においては、公務を迅速かつ効率的に遂行するため、本庁及び出先機関に多数の公用車が配置され、購入及び維持管理等に多額の経費を要している。厳しい財政状況の下、公用車が効率的に使用され、また、その管理及び安全対策等が適正に行われることが重要である。

このような状況において、公用車の管理及び安全対策等の実態を把握・分析することにより、公用車が適切に管理され、効率的な使用及び適切な配置・更新並びに適正な安全対策等が行われているかについて検証し、今後の改善に資することを目的として、地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施した。

3 監査の着眼点

- (1) 公用車が効率的に使用されているか。
- (2) 公用車の適切な配置・更新がなされているか。
- (3) 公用車の運行管理が適正に行われているか。
- (4) 公用車の点検や整備等が適正に行われているか。
- (5) 公用車の安全対策が適正に行われているか。

4 監査の対象

(1) 監査対象公用車（2輪自動車を除く。）

平成29年度において県が所有し、又は、借り上げた公用車のうち、普通乗用自動車、小型乗用自動車、小型貨物自動車、軽四輪乗用自動車及び軽四輪貨物自動車であるもの（普通貨物自動車、乗合自動車、特種用途車及び特殊自動車を除く。）を監査の対象とした。

また、借上げ車両は平成29年度において通年契約しているものを対象とした。

なお、上記車両のうち、平成30年9月1日現在で、次の①から③までに該当するものを除くものとした。

- ① 平成30年4月1日以降に納車（使用開始）された車両
- ② 他の団体等に貸し付けている車両
- ③ 平成30年8月31日までに廃車等を行った車両

(2) 対象期間

平成29年度を対象期間とした。

(3) 監査対象機関

知事部局、議会、委員及び各委員会（公安委員会を除く。）、医療局、企業局
320 機関

(単位：機関)

部 局 等 名		本庁	出先機関	合計
秘書広報室		2	—	2
総務部		8	2	10
政策地域部		9	1	10
文化スポーツ部		4	—	4
環境生活部		7	3	10
保健福祉部		8	17	25
商工労働観光部		6	8	14
農林水産部		16	22	38
県土整備部		10	2	12
復興局		1	—	1
出納局		1	—	1
広域振興局	経営企画部	—	7	7
	総務部	—	3	3
	県税部	—	4	4
	保健福祉環境部	—	9	9
	農林水産部	—	19	19
	土木部	—	14	14
	審査指導監	—	9	9
議会・ 委員及び 各委員会	議会	1	—	1
	教育委員会	6	87	93
	教育委員会以外の委員及び各委員会	6	—	6
医療局		1	26	27
企業局		1	—	1
計		87	233	320

注1) 広域振興局のうち、「農林水産部」は、「農政部」「農林部」「林務部」及び「水産部」をまとめたものである。

注2) 委員及び各委員会のうち、「教育委員会以外の委員及び各委員会」とは、「選挙管理委員会」「人事委員会」「監査委員」「労働委員会」「収用委員会」及び「海区漁業調整委員会」のことである。

注3) 企業局は、出先機関の施設総合管理所及び県南施設管理所を含めて1機関としている。

5 監査の実施方法

監査対象機関 320 機関に対し、公用車の保有状況・使用状況、公用車の運行管理及び安全対策等について予備調査を実施し、その中から選定した 17 機関について、予備監査（職員による聞き取り調査）を実施した。

予備調査及び予備監査の結果について、監査委員による書面監査を行うとともに、その結果に基づき選定した 2 機関について、監査委員による本監査を実施した。

(1) 予備監査（職員による聞き取り調査） 14 部局等 17 機関

部 局 等 名		局 室 課 名
1	秘書広報室	①秘書課
2	総務部	②総務室、③人事課、④財政課、⑤管財課
3	政策地域部	⑥政策推進室
4	文化スポーツ部	⑦文化スポーツ企画室
5	環境生活部	⑧環境生活企画室
6	保健福祉部	⑨保健福祉企画室
7	商工労働観光部	⑩商工企画室
8	農林水産部	⑪農林水産企画室
9	県土整備部	⑫県土整備企画室
10	復興局	⑬復興局
11	議会	⑭議会事務局
12	教育委員会	⑮教育委員会事務局教職員課
13	医療局	⑯医療局（本庁）
14	企業局	⑰企業局

(2) 本監査（監査委員による監査） 2 部 2 機関

部 名		室 名
1	保健福祉部	①保健福祉企画室
2	農林水産部	②農林水産企画室

第2 監査の結果

1 公用車の保有状況及び使用状況について

(1) 公用車の保有状況

今回、監査対象とした県が使用する公用車は、表1-1のとおり、計983台（本庁126台、出先機関857台）であり、うち通年契約しているリース車両は40台である。

リース車両は、主に沿岸部の広域振興局において災害からの復旧復興業務に対応するために使用されているものなど、一時的な需要に対応するためのものが主となっている。

車種別では、小型貨物自動車510台（51.9%）と最も多く、次いで小型乗用自動車175台（17.8%）、普通乗用自動車152台（15.5%）などとなっている。

このほか、表1-2のとおり、他の団体等に貸し付けている車両は47台あり、県が保有している公用車は1,030台である。

【表1-1】車種別の保有状況〔他の団体等に貸し付けている車両を除く。〕

（平成30年9月1日現在、単位：台）

部 局 名	本 庁					小計 (本庁)	出先機関					小計 (出先 機関)	合 計	うち リース 車両
	普通	小型		軽四輪			普通	小型		軽四輪				
	乗用	乗用	貨物	乗用	貨物		乗用	乗用	貨物	乗用	貨物			
秘書広報室	3	0	0	0	0	3	/	/	/	/	/	/	3	0
総務部	7	8	2	0	0	17	0	1	0	0	0	1	18	0
政策地域部	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0
文化スポーツ部	2	0	3	0	0	5	/	/	/	/	/	/	5	1
環境生活部	5	0	2	1	0	8	0	2	4	0	0	6	14	0
保健福祉部	0	2	3	0	0	5	1	8	19	3	1	32	37	1
商工労働観光部	5	5	0	0	0	10	0	3	6	0	0	9	19	0
農林水産部	12	7	11	0	0	30	6	12	112	0	70	200	230	0
県土整備部	1	4	0	0	0	5	2	3	6	0	1	12	17	0
復興局	0	2	0	0	0	2	/	/	/	/	/	/	2	0
出納局	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	0	0
広域 振興 局	経営企画部	/	/	/	/	/	9	3	20	4	0	36	36	0
	総務部	/	/	/	/	/	1	3	4	0	0	8	8	0
	県税部	/	/	/	/	/	0	0	16	0	0	16	16	0
	保健福祉環境部	/	/	/	/	/	1	14	41	20	16	92	92	2
	農林水産部	/	/	/	/	/	19	9	147	9	3	187	187	10
	土木部	/	/	/	/	/	45	43	68	2	1	159	159	26
審査指導監	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	0	0	
議 会 等	議会	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	0	0
	教育委員会	1	7	1	0	0	9	1	3	37	0	2	43	0
	教育委員会以外の委員会等	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	0	0
医療局	3	2	0	0	0	5	11	30	3	8	4	56	61	0
企業局	16	3	5	0	1	25	/	/	/	/	/	25	0	
合 計	56	41	27	1	1	126	96	134	483	46	98	857	983	40

注) 斜線は、該当する機関がないものである。

【表 1-2】 使用状況別の保有状況〔他の団体等に貸し付けている車両を含む。〕

(平成 30 年 9 月 1 日現在、単位：台)

部 局 等 名	本 庁			出先機関			合 計
	県が使用	他団体等への貸付	小 計	県が使用	他団体等への貸付	小 計	
秘書広報室	3	0	3	/	/	/	3
総 務 部	17	0	17	1	0	1	18
政策地域部	2	0	2	0	0	0	2
文化スポーツ部	5	2	7	/	/	/	7
環境生活部	8	1	9	6	0	6	15
保健福祉部	5	9	14	32	0	32	46
商工労働観光部	10	1	11	9	0	9	20
農林水産部	30	1	31	200	3	203	234
県土整備部	5	9	14	12	0	12	26
復 興 局	2	0	2	/	/	/	2
出 納 局	0	0	0	/	/	/	0
広域 振興局	経営企画部	/	/	36	0	36	36
	総 務 部	/	/	8	0	8	8
	県 税 部	/	/	16	0	16	16
	保健福祉環境部	/	/	92	0	92	92
	農林水産部	/	/	187	12	199	199
	土 木 部	/	/	159	2	161	161
	審査指導監	/	/	0	0	0	0
議 会・ 委員及び 委員会	議 会	0	0	/	/	/	0
	教育委員会	9	7	16	43	0	43
	教育委員会以外の 委員及び各委員会	0	0	0	/	/	0
医 療 局	5	0	5	56	0	56	61
企 業 局	25	0	25	/	/	/	25
合 計	126	30	156	857	17	874	1,030

注) 斜線は、該当する機関がないものである。

(2) トランスミッション別の保有状況

トランスミッション別の保有状況は、表 2-1 及び表 2-2 のとおりである。

公用車をトランスミッション別に見ると、オートマチック車が 726 台 (73.9%)、マニュアル車が 257 台 (26.1%) となっている。

オートマチック車の導入率を本庁・出先機関別に見ると、本庁の 94.4% に対し、出先機関は 70.8% と低くなっている。

オートマチック車の導入率を更に部局等別に見ると、教育委員会の出先機関が 39.5% と最も低く、次いで商工労働観光部の出先機関 44.4%、農林水産部の出先機関 52.0% となっている。

【表 2-1】 トランスミッション別の保有状況〔本庁・出先機関別〕

区 分		オートマチック車	マニュアル車	合 計
本庁	台数	119	7	126
	構成比(%)	94.4	5.6	100.0
出先機関	台数	607	250	857
	構成比(%)	70.8	29.2	100.0
合計	台数	726	257	983
	構成比(%)	73.9	26.1	100.0

注) 県が使用する公用車 983 台の状況である。

【表 2-2】 トランスミッション別の保有状況〔部局等別〕

部 局 等 名	本 庁			出先機関			合 計 (台数)	オートマ チック車 導入率 【合計】	
	オートマ チック車 (台数)	マニ ュ アル車 (台数)	オートマ チック車 導入率	オートマ チック車 (台数)	マニ ュ アル車 (台数)	オートマ チック車 導入率			
秘書広報室	3	0	100.0%				3	100.0%	
総 務 部	16	1	94.1%	1	0	100.0%	18	94.4%	
政策地域部	2	0	100.0%	0	0	—	2	100.0%	
文化スポーツ部	4	1	80.0%				5	80.0%	
環境生活部	7	1	87.5%	5	1	83.3%	14	85.7%	
保健福祉部	4	1	80.0%	26	6	81.3%	37	81.1%	
商工労働観光部	10	0	100.0%	4	5	44.4%	19	73.7%	
農林水産部	29	1	96.7%	104	96	52.0%	230	57.8%	
県土整備部	5	0	100.0%	8	4	66.7%	17	76.5%	
復 興 局	2	0	100.0%				2	100.0%	
出 納 局	0	0	—				0	—	
広 域 振 興 局	経営企画部			31	5	86.1%	36	86.1%	
	総 務 部			7	1	87.5%	8	87.5%	
	県 税 部			13	3	81.3%	16	81.3%	
	保健福祉環境部			60	32	65.2%	92	65.2%	
	農林水産部			124	63	66.3%	187	66.3%	
	土 木 部			154	5	96.9%	159	96.9%	
	審査指導監			0	0	—	0	—	
議 会 等	議 会	0	0	—			0	—	
	教育委員会	9	0	100.0%	17	26	39.5%	52	50.0%
	教育委員会以外の 委員及び各委員会	0	0	—			0	—	
医 療 局	5	0	100.0%	53	3	94.6%	61	95.1%	
企 業 局	23	2	92.0%				25	92.0%	
合 計	119	7	94.4%	607	250	70.8%	983	73.9%	

注 1) 県が使用する公用車 983 台の状況である。

注 2) 斜線は、該当する機関がないものである。

(3) 公用車の経過年数

公用車の経過年数(初度登録年月から平成30年8月末まで)は、表3のとおりである。

公用車の経過年数を見ると、最も多いものが「5年以上10年未満」の296台(30.1%)で、次いで「5年未満」の289台(29.4%)であり、経過年数が10年未満の公用車が全体の約6割を占めている一方、「20年以上」の公用車も72台(7.3%)ある。

本庁・出先機関別に見ると、本庁より出先機関の方が、経過年数10年以上の公用車の保有割合が多くなっている。

【表3】公用車の経過年数〔本庁・出先機関別〕 (初度登録年月から平成30年8月末まで)

区 分		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	合 計
本庁	台数	42	50	14	15	5	126
	構成比(%)	33.3	39.7	11.1	11.9	4.0	100.0
出先 機関	台数	247	246	157	140	67	857
	構成比(%)	28.8	28.7	18.3	16.3	7.8	100.0
合計	台数	289	296	171	155	72	983
	構成比(%)	29.4	30.1	17.4	15.8	7.3	100.0

注) 県が使用する公用車983台の状況である。

(4) 公用車の年間走行距離

平成29年度の公用車の年間走行距離は、表4のとおりである。

平成29年度の公用車の年間走行距離を見ると、最も多いものが「10,000 km以上 20,000 km未満」の401台(40.8%)で、次いで「5,000 km以上 10,000 km未満」の279台(28.4%)であり、この2区分で69.2%となっている。

本庁・出先機関別に見ると、いずれも「10,000 km以上 20,000 km未満」の割合が最も多く、次いで、本庁は「20,000 km以上 30,000 km未満」となっているが、出先機関は「5,000 km以上 10,000 km未満」となっており、本庁の方が出先機関より年間走行距離が長いものの割合が多くなっている。

【表4】公用車の年間走行距離 (平成29年度)〔本庁・出先機関別〕

区 分		1,000 km 未満	1,000 km 以上 5,000 km 未満	5,000 km 以上 10,000 km 未満	10,000 km 以上 20,000 km 未満	20,000 km 以上 30,000 km 未満	30,000 km 以上	合 計
本庁	台数	4	11	22	49	31	9	126
	構成比(%)	3.2	8.7	17.5	38.9	24.6	7.1	100.0
出先 機関	台数	26	159	257	352	56	7	857
	構成比(%)	3.0	18.6	30.0	41.1	6.5	0.8	100.0
合計	台数	30	170	279	401	87	16	983
	構成比(%)	3.1	17.3	28.4	40.8	8.9	1.6	100.0

注) 県が使用する公用車983台の状況である。

(5) 公用車の総走行距離

公用車の総走行距離は、表5のとおりである。

公用車の総走行距離を見ると、最も多いものが「100,000 km以上 200,000 km未満」の380台(38.7%)で、次いで「50,000 km以上 100,000 km未満」の264台(26.9%)であり、この2区分で65.6%となっている。また、「300,000 km以上」のものも9台(0.9%)ある。

本庁・出先機関別に見ると、いずれも「100,000 km以上 200,000 km未満」の割合が最も多く、次いで、「50,000 km以上 100,000 km未満」のものが多くなっているが、年間走行距離と同様に、本庁の方が出先機関より総走行距離の長いものの割合が多くなっている。

【表5】総走行距離〔本庁・出先機関別〕（初年度から平成30年8月末まで）

区 分		10,000 km 未満	10,000 km 以上 50,000 km 未満	50,000 km 以上 100,000 km 未満	100,000 km 以上 200,000 km 未満	200,000 km 以上 300,000 km 未満	300,000 km 以上	合 計
本庁	台数	7	22	25	44	24	4	126
	構成比(%)	5.6	17.5	19.8	34.9	19.0	3.2	100.0
出先 機関	台数	41	179	239	336	57	5	857
	構成比(%)	4.8	20.9	27.9	39.2	6.7	0.6	100.0
合計	台数	48	201	264	380	81	9	983
	構成比(%)	4.9	20.4	26.9	38.7	8.2	0.9	100.0

注) 県が使用する公用車983台の状況である。

(6) 公用車の稼働状況

平成29年度の公用車の稼働率(平成29年度稼働日数÷平成29年度開庁日数(244日))は、表6のとおりである。

平成29年度の公用車の稼働率を見ると、最も多いものが「70%以上 90%未満」の317台(32.2%)で、次いで「50%以上 70%未満」の280台(28.5%)であり、この2区分で60.7%となっている。

一方、稼働率が「50%未満」の公用車は251台(25.5%)となっている。

本庁・出先機関別で、稼働率に大きな差は見られない。

【表6】公用車の稼働率（平成29年度）〔本庁・出先機関別〕

区 分		10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上	合 計
本庁	台数	1	9	27	43	42	4	126
	構成比(%)	0.8	7.1	21.4	34.1	33.3	3.2	100.0
出先 機関	台数	19	66	129	237	275	131	857
	構成比(%)	2.2	7.7	15.1	27.7	32.1	15.3	100.0
合計	台数	20	75	156	280	317	135	983
	構成比(%)	2.0	7.6	15.9	28.5	32.2	13.7	100.0
50% 未満	台数	251						
	構成比(%)	25.5						

注) 県が使用する公用車983台の状況である。

(7) 公用車の稼働率が低い理由

平成 29 年度の稼働率が 50%未満となっている理由は、それらの公用車を保有している機関によると、表 7 のとおりである。

稼働率が 50%未満の公用車 251 台について、その理由を見ると、「車両が老朽化しているため」が 43 台 (17.1%)、「マニュアル車のため」が 24 台 (9.6%)、「駐車場が遠いため」が 8 台 (3.2%) となっている。

また、「その他」が 176 台 (70.1%) となっているが、これらの中には、「運転手付きの車両を多く使用したため」「エアコン・パワステが未装備のため」「他の車両 (4WD) の使用に偏ったため」「乗車人数が多い時に使用しているため (乗車定員 7 名)」などの理由が含まれている。

【表 7】稼働率が 50%未満の理由 (平成 29 年度)

区 分	車両が老朽化しているため	マニュアル車のため	駐車場が遠いため	その他	合 計
台数	43	24	8	176	251
構成比(%)	17.1	9.6	3.2	70.1	100.0

注) 平成 29 年度の稼働率が 50%未満の公用車 251 台の状況である。

(8) 稼働率が低い公用車の今後の方針

稼働率が 50%未満の公用車の今後の方針は、それらの公用車を保有している機関によると、表 8 のとおりである。

稼働率が 50%未満の公用車 251 台のうち、今後の方針が定まっている公用車は 211 台 (84.1%) で、その内訳は、「業務に必要なので現状のまま使用」が 166 台 (66.1%) と最も多く、次いで「更新して新しい車両を購入」が 36 台 (14.3%) となっており、引き続き保有する方針としている。

一方、「他所属への所管換えや廃車等により処分」は、6 台 (2.4%) となっている。

【表 8】稼働率が 50%未満の公用車の今後の方針

区 分	今後の方針が定まっている					今後の方針が定まっていない	合 計
	業務に必要なので現状のまま使用	更新して新しい車両を購入	他所属への所管換えや廃車等により処分	その他	計		
台数	166	36	6	3	211	40	251
構成比(%)	66.1	14.3	2.4	1.2	84.1	15.9	100.0

注) 平成 29 年度の稼働率が 50%未満の公用車 251 台の状況である。

2 公用車の配置及び更新等について

(1) 公用車の配置状況

ア 公用車の充足状況

公用車の充足状況は、表9のとおりである。

公用車を保有している192機関のうち、公用車の台数が、業務を実施する上で「十分足りている」とする機関は66機関(34.4%)である一方、「不足する場合がある」とする113機関(58.9%)と「不足している」とする13機関(6.8%)とを合わせると126機関(65.6%)となっている。

本庁・出先機関別に見ると、「十分足りている」とする機関の割合は、本庁より出先機関の方が2割ほど多くなっている。

一方、「不足する場合がある」及び「不足している」とする機関を合わせると、本庁では34機関(81.0%)、出先機関では92機関(61.3%)となっている。

【表9】公用車の充足状況〔本庁・出先機関別〕

区 分		十分足りている	不足する 場合がある	不足している	合 計
本庁	機関数	8	31	3	42
	構成比(%)	19.0	73.8	7.1	100.0
出先 機関	機関数	58	82	10	150
	構成比(%)	38.7	54.7	6.7	100.0
合計	機関数	66	113	13	192
	構成比(%)	34.4	58.9	6.8	100.0

注) 公用車を保有している192機関の状況である。

イ 公用車を手配できない場合の対応方法

公用車の台数が、「不足する場合がある」又は「不足している」と回答した126機関において、所属の公用車を手配できない場合の対応方法は、表10のとおりである。

「不足する場合がある」又は「不足している」と回答した126機関のうち、最も多い対応方法は「私用車承認により対応する」(77.8%)で、次いで「他部署の公用車を利用する」(54.8%)となっている。

本庁・出先機関別に見ると、本庁において最も多い対応方法は「他部署の公用車を利用する」(91.2%)で、次いで「私用車承認により対応する」(64.7%)、「管財課の集中管理公用車を利用する」(61.8%)となっている。

一方、出先機関において最も多い対応方法は「私用車承認により対応する」(82.6%)で、次いで「業務日程を変更する」(42.4%)、「他部署の公用車を利用する」(41.3%)となっており、対応方法に大きな違いがある。

【表 10】所属の公用車を手配できない場合の対応方法〔本庁・出先機関別〕 【複数回答可】

区 分		私用車承認により対応する	他部署の公用車を利用する	業務日程を変更する	公共交通機関(タクシー等を含む)を利用する	管財課の集中管理公用車を利用する	その他
本庁	機関数	22	31	9	13	21	1
	本庁 34 機関に対する回答割合(%)	64.7	91.2	26.5	38.2	61.8	2.9
出先機関	機関数	76	38	39	30	0	4
	出先機関 92 機関に対する回答割合(%)	82.6	41.3	42.4	32.6	0.0	4.3
合計	機関数	98	69	48	43	21	5
	全 126 機関に対する回答割合(%)	77.8	54.8	38.1	34.1	16.7	4.0

注) 公用車の台数が、「不足する場合がある」又は「不足している」と回答した 126 機関の状況である。

(2) 公用車の更新状況

ア 更新基準を超える公用車の保有状況

更新基準（表 11 参照）を超える公用車を保有している機関の状況は、表 12 のとおりである。

公用車を保有している 192 機関のうち、「更新基準を超えて使用している公用車がある」機関は、113 機関（58.9%）であり全体の約 6 割となっている。

【表 11】更新基準（基準年数及び基準走行キロ数）

車 種	規格・形式	基準年数	基準走行キロ数
普通自動車	2,000 cc 以上	13 年	150,000 km
〃	2,000 cc 未満	13 年	130,000 km
軽四輪自動車	660 cc 以下	10 年	100,000 km

注) 公用車の更新については、原則として基準年数及び基準走行キロ数（軽四輪自動車にあつてはいずれか）を超え、かつ、使用に耐えられないもののみに限られている。（財政課：一般行政経費予算調整調書作成要領）

【表 12】更新基準を超える公用車の保有状況〔本庁・出先機関別〕

区 分		更新基準を超えて使用している公用車がある	更新基準を超えていない	合 計
本庁	機関数	22	20	42
	構成比(%)	52.4	47.6	100.0
出先機関	機関数	91	59	150
	構成比(%)	60.7	39.3	100.0
合計	機関数	113	79	192
	構成比(%)	58.9	41.1	100.0

注) 公用車を保有している 192 機関の状況である。

イ 更新基準を超える公用車の今後の方針

更新基準（表 12 参照）を超えて使用している公用車の今後の方針は、それらの公用車を保有している機関によると、表 13 のとおりである。

「更新基準を超えて使用している公用車がある」と回答した 113 機関における当該公用車の保有台数は合計 273 台（県が使用する公用車 983 台に対する割合：27.8%）となっている。

更新基準を超えて使用している公用車 273 台の今後の方針について、最も多いものが「更新したいが、更新時期未定」の 151 台（55.3%）で過半数を超えており、次いで「使用継続予定」の 68 台（24.9%）、「更新予定」の 43 台（15.8%）となっている。

本庁・出先機関別に見ると、本庁は「使用継続予定」（37.9%）が最も多いが、出先機関は「更新したいが、更新時期未定」（58.2%）が最も多くなっている。

【表 13】更新基準を超える公用車の今後の方針 [本庁・出先機関別]

区 分		更新予定	更新したい が、更新時期 未定	使用継続 予定	廃車(減車) 予定	その他	合 計
本庁	台数	5	9	11	1	3	29
	構成比(%)	17.2	31.0	37.9	3.4	10.3	100.0
出先 機関	台数	38	142	57	5	2	244
	構成比(%)	15.6	58.2	23.4	2.0	0.8	100.0
合計	台数	43	151	68	6	5	273
	構成比(%)	15.8	55.3	24.9	2.2	1.8	100.0

注) 「更新基準を超えて使用している公用車がある」と回答した 113 機関における更新基準を超えて使用している公用車 273 台の状況である。

(3) 私用車の公務使用

ア 私用車の公務上の使用状況

各部局等の職員は、一定の条件を満たす場合は、私用車を公務に使用することが認められている。(次ページ参照)

平成 29 年度における私用車の公務上の使用状況は、表 14 のとおりである。

監査対象機関 320 機関のうち、平成 29 年度において「私用車の公務上の使用承認を受けて旅行した事例がある」機関は 306 機関（95.6%）であり、ほとんどの機関で私用車の公務使用が行われている。

【表 14】私用車の公務上の使用状況（平成 29 年度）

区 分		ある	ない	合 計
本庁	機関数	81	6	87
	構成比(%)	93.1	6.9	100.0
出先 機関	機関数	225	8	233
	構成比(%)	96.6	3.4	100.0
合計	機関数	306	14	320
	構成比(%)	95.6	4.4	100.0

注) 監査対象機関 320 機関の状況である。

私用車の公務上使用を容認できる場合とは、知事部局の公用車運行管理規程、岩手県議会事務局公用車運行管理規程、岩手県教育委員会公用車運行管理規程、医療局公用車運行管理規程及び企業局公用車運行管理規程（以下これらの規程を「管理規程」という。）において「緊急やむを得ない場合その他の特別の事情があるとき」と規定されている。具体的な取扱いについては、各部局等の事情に応じ、それぞれの規程において定められている。

知事部局においては、次の4項目のいずれかに該当する場合であって、「私用車を使用することにより公務の円滑な遂行ができると認められるとき」とされている。

- (1) 災害等突発事故の緊急を要する対策事務を行う場合
- (2) 自動車、バス等の交通機関によるよりも私用車によった方が効率的な場合
- (3) 巡回して行う事務に従事する場合
- (4) 身体障害者で特定の仕様による車によらなければ事務の遂行が困難である場合

イ 私用車を公務使用した理由

私用車の公務上使用を容認できる場合については、管理規程において「緊急やむを得ない場合その他の特別の事情があるとき」とされており、私用車を公務使用した各機関の理由は、表15のとおりである。

平成29年度に「私用車の公務上の使用承認を受けて旅行した事例がある」と回答した306機関において、私用車を公務上使用した理由として最も多かったものは「居住地発着等のため公用車より私用車の方が業務上都合が良い」（75.2%）となっており、次いで「所属に公用車がない」（34.3%）、「所属に公用車はあるが、数が足りていない」（25.5%）となっている。

本庁・出先機関別で、その傾向に大きな差は見られない。

【表15】私用車を公務使用した理由〔本庁・出先機関別〕 【複数回答可】

区分		居住地発着等のため 公用車より 私用車の方が業務上 都合が良い	所属に公用 車がない	所属に公用 車はあるが、 数が足りてい ない	公用車がマニ ュアル車のため 運転できな い	その他
本庁	機関数	56	31	15	0	18
	本庁81機関に対する 回答割合(%)	69.1	38.3	18.5	0.0	22.2
出先 機関	機関数	174	74	63	7	51
	出先機関225機関に 対する回答割合(%)	77.3	32.9	28.0	3.1	22.7
合計	機関数	230	105	78	7	69
	全306機関に対する 回答割合(%)	75.2	34.3	25.5	2.3	22.5

注) 平成29年度において「私用車の公務上の使用承認を受けて旅行した事例がある」と回答した306機関の状況である。

3 公用車の運行管理について

(1) 安全運転管理者の選任

道路交通法第 74 条の 3 第 1 項の規定により、自動車の使用者は、乗車定員 11 人以上の自動車 1 台以上又はその他の自動車 5 台以上の使用をしている場合は、その使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任しなければならないとされている。

公用車を保有している 192 機関のうち、選任条件を満たしているにもかかわらず、安全運転管理者を選任していない機関が 2 機関あった。

(2) 副安全運転管理者の選任

道路交通法第 74 条の 3 第 4 項の規定により、自動車の使用者は、自動車 20 台以上の使用をしている場合は、その使用の本拠ごとに副安全運転管理者を選任しなければならないとされている。

副安全運転管理者については、対象機関において全て適正に選任されていた。

(3) 公用車取扱責任者の指名

管理規程の規定により、公用車を保有している機関は、公用車取扱責任者を置き、公用車 1 台ごとに運行管理者（保有機関の長）が職員のうちから指名することとされている。公用車取扱責任者は、運行管理者の命を受けて公用車の整備及び保管に関する事務を処理することとされている。

公用車取扱責任者の指名状況は、表 16 のとおりである。

公用車を保有している 192 機関のうち、公用車取扱責任者を「指名していない」機関が、本庁 1 機関、出先機関 13 機関、合計 14 機関あった。

【表 16】 公用車取扱責任者の指名状況〔本庁・出先機関別〕

区 分	指名している	指名していない	合 計
本 庁（機関数）	41	1	42
出先機関（機関数）	137	13	150
合 計（機関数）	178	14	192

注） 公用車を保有している 192 機関の状況である。

4 公用車の点検及び整備について

(1) 車検

自動車検査証の有効期間の満了後も自動車を使用するときは、道路運送車両法第 62 条の規定に基づく継続検査（いわゆる車検）を受けなければならないとされている。

平成 29 年度において、公用車を保有する 192 機関のうち、継続検査を受けずに一時車検切れの状態となった公用車があった機関は、総務部総合防災室（ただし、該当する公用車は普通貨物自動車のため、今回の監査対象外である。）、県土整備部県土整備企画室、沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター及び岩手県立釜石病院の 4 機関（4 台）であった。

(2) 車検切れ運行防止の取組

車検切れ運行防止の取組状況は、表 17 のとおりである。

調査した 14 部局等の取組のうち、最も多かったものは、「イントラネットを利用したネットワークフォルダ等において公用車一覧表を作成・管理し、車検時期を管理する」の 11 部局等であり、次いで「公用車運行管理記録簿に車検時期を表示する」の 10 部局等となっている。

【表 17】車検切れ運行防止の取組状況 【複数回答可】

取 組 項 目	部局等数
(1) 車検時期の「見える」化	
① 公用車の車内へ車検時期を表示する（見やすい場所へシールを貼付する）	9
② 公用車の鍵に車検時期を表示したキーホルダーを取り付ける	3
③ 鍵の保管場所（キーボックス）に車検時期を表示する	2
④ 公用車使用承認簿に車検時期を表示する	7
⑤ 公用車運行管理記録簿に車検時期を表示する	10
⑥ 公用車の設備予約表等に車検時期を表示する	7
⑦ 給油伝票に車検時期を表示する	1
⑧ 運転前点検表に車検時期を表示する	2
⑨ その他	2
(2) 公用車管理を担当する職員等による情報共有	
① 月間業務計画表に車検時期を記載する	3
② イン트라ネットを利用したネットワークフォルダ等において公用車一覧表を作成・管理し、車検時期を管理する	11
③ 公用車管理を担当する職員等のグループウェアシステムのスケジュールや Todo に車検満了日等を登録する	9
④ その他	2
(3) 主管室課における取組	
① 公用車を保有する公所から、車検の都度、主管室課に車検証の写しを提出させ、主管室課においても車検の有効期間を管理する	7

② 年度当初に主管室から各所属あて、車検時期の確認と取組の徹底について通知する	7
③ その他	2

注) 調査した部局等は、秘書広報室、総務部、政策地域部、文化スポーツ部、環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、復興局、議会、教育委員会、医療局及び企業局である。

(3) 定期点検

道路運送車両法第 48 条の規定により、自動車の使用者は、自動車の種別や用途等に応じ、定められた期間ごとに自動車を点検しなければならないとされている。

定期点検の実施状況は、表 18 のとおりである。

平成 29 年度の定期点検の実施状況を見ると、公用車 983 台のうち、167 台 (17.0%) が実施されていなかった。

定期点検が実施されていなかった理由については、「平成 29 年度に購入したため」など合理的な理由があるものは 18 台で、残りの 149 台は「予算要求をしていなかった」「予算不足」「失念していた」「必要だと認識していなかった」などとなっている。

【表 18】定期点検の実施状況（平成 29 年度）〔本庁・出先機関別〕

区 分		実施している	実施していない	合 計
本庁	台数	112	14	126
	構成比(%)	88.9	11.1	100.0
出先機関	台数	704	153	857
	構成比(%)	82.1	17.9	100.0
合計	台数	816	167	983
	構成比(%)	83.0	17.0	100.0

注) 県が使用する公用車 983 台の状況である。

5 公用車の安全対策について

(1) 交通事故の発生状況

平成 27 年度から 29 年度までにおける公用車（私用車の公務上使用承認を含む。）の交通事故の発生状況は、表 19 のとおりである。

毎年度 40 件～60 件程度の交通事故が発生しており、発生件数は増加傾向にある。

【表 19】交通事故の発生状況〔年度別〕〔本庁・出先機関別〕

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
本 庁 (件数)	2	10	9
出先機関 (件数)	40	42	53
合 計 (件数)	42	52	62

注) 公務上の交通事故であって、人事課等へ事故報告した件数であり、自損・被害事故も含まれている。

(2) 交通事故防止のための取組

交通事故防止のための取組状況は、表 20 のとおりである。

最も多い取組は、「所属長等が職員に対し安全運転に関する訓示等を行っている」(91.6%)で、次いで「運転免許証の有効期限などを定期的に確認している」(89.4%)となっている。

【表 20】交通事故防止のための取組〔本庁・出先機関別〕 【複数回答可】

区 分		所属長等が職員に対し安全運転に関する訓示等を行っている	運転免許証の有効期限などを定期的に確認している	交通安全に関する研修を年1回以上行っている	その他
本庁	機関数	81	70	47	8
	本庁 87 機関に対する回答割合(%)	93.1	80.5	54.0	9.2
出先機関	機関数	212	216	120	71
	出先機関 233 機関に対する回答割合(%)	91.0	92.7	51.5	30.5
合計	機関数	293	286	167	79
	全 320 機関に対する回答割合(%)	91.6	89.4	52.2	24.7

注) 監査対象機関 320 機関の回答である。

(3) 公用車の搭載機器

公用車の搭載機器の状況は、表 21 のとおりである。

最も多いものが「カーナビゲーション」(25.4%)で、次いで「バックモニター」(7.3%)、「ドライブレコーダー」(4.5%)となっている。

「ドライブレコーダー」を搭載している公用車は、広域振興局土木部 27 台、企業局 17 台、計 44 台となっている。なお、これらのうち企業局においては、平成 28 年度に発生した公用車事故の際に、ドライブレコーダーのデータが証拠となり、適正な過失割合で示談

が成立したこともあり、ドライブレコーダーの装備率が68%（企業局車両25台のうち17台に装備）と高率になっている。

【表 21】 公用車の搭載機器〔本庁・出先機関別〕

区 分		カーナビ ゲーション	バックモニター	ドライブレコーダー	衝突被害軽減 ブレーキ (自動ブレーキ)
本庁	台数	61	35	17	9
	本庁車両126台に対する 装備率(%)	48.4	27.8	13.5	7.1
出先 機関	台数	189	37	27	13
	出先車両857台に対する 装備率(%)	22.1	4.3	3.2	1.5
合計	台数	250	72	44	22
	全車両983台に対する 装備率(%)	25.4	7.3	4.5	2.2

注) 県が使用する公用車983台の状況である。

(4) 公用車の任意保険の補償内容

公用車の任意保険の補償内容は、表22のとおりである。

公用車の任意保険の補償内容については、知事部局等と医療局、企業局でそれぞれ異なっている。

知事部局等は、全都道府県の中で本県のみが対物賠償保険に加入していなかったこと及び職員による示談交渉等の負担軽減を図る必要があったことから、平成29年9月より、過去の賠償額の状況を踏まえ、200万円の対物賠償保険に加入している。

知事部局等においては、任意保険の更新に当たり、契約事務担当課が公用車事故の発生件数や賠償額の状況等について把握しておらず、補償内容の妥当性が十分に検証できていない。

【表 22】 公用車の任意保険の補償内容〔部局等別〕

(単位：円)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	対人賠償	対物賠償	対人賠償	対物賠償	対人賠償	対物賠償
知事部局等	無制限	未加入	無制限	2,000,000	無制限	2,000,000
医療局	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限
企業局	無制限	未加入	無制限	未加入	無制限	未加入

注1) 知事部局等には、議会及び教育委員会を含む。

注2) 補償期間は、いずれの年度も9月1日から翌年9月1日までである。

第3 監査意見

公務を迅速かつ効率的に遂行するため、本庁及び出先機関に多数の公用車が配置され、購入及び維持管理等に多額の経費を要している。

厳しい財政状況の下、公用車の保有に多額の費用を要していることを踏まえると、公用車が効率的に使用され、また、その管理及び安全対策等が適正に行われることが必要である。

このことから、今般、監査委員は、公用車が適切に管理され、効率的な使用及び適切な配置・更新並びに適正な安全対策等が行われているかを把握するため監査を行ったものであり、その結果について、以下のとおり意見を述べる。

1 全体の評価

公用車の使用、管理及び安全対策等については、おおむね適正に実施されているものと認められたが、一部において検討を要する事項があった。

については、以下の意見に留意し、引き続き公用車の効率的な使用、適正な管理に努めるとともに、安全対策等に当たっては、法令等を遵守し、より一層の交通事故の防止に努められたい。

2 意見

(1) 公用車の効率的な使用について

- ① 稼働率が50%以上の公用車は全体の約4分の3であり、おおむね効率的に使用されているものと認められる一方、稼働率が50%未満の公用車のうち、「駐車場が遠いため」「運転手付きの車両を多く使用したため」などを稼働率が低い理由としているものがあり、効率的に使用されていない公用車も認められた。

公用車の効率的な使用に当たっては、車種が特殊なものや使用目的が限定されるもの、購入費用などの財源の関係で使用に制限が設けられているものなど、稼働率が低いことを理由に直ちに所管換え等の措置を講ずることが難しいものもあるが、稼働率が低い車両については、個別にその利用方法及び必要性について検証し、必要に応じて、所管換え等による効率的な使用について検討していく必要がある。

- ② 同一庁舎内であっても、稼働率が高い車両と低い車両が混在している場合があることから、全体の稼働率の向上を図るため、庁舎内の車両の使用状況について、部局等を超えて情報共有を図ることなどにより、共同利用の促進を図り、公用車の更なる有効活用に努めていく必要がある。

(2) 公用車の適切な配置及び計画的な更新等について

- ① 公用車を保有している192機関のうち、「十分に足りている」としている機関が3割強ある一方、「不足する場合がある」又は「不足している」としている機関が合わせて6割を超えており、車両配置の不均衡が生じている。さらに、同一部局等内においても同様に不均衡が生じている状況が見受けられた。

また、「更新基準を超えて使用している車両がある」機関は113機関と全体の約6割となっており、公用車を維持管理していく上で、維持管理費の増嵩や将来的に安全性の確保

が懸念される。

公用車の適切な配置を推進するため、部局等ごとにその稼働状況の把握や稼働率が低い場合の原因分析等を行うとともに、老朽化による故障頻度や修理費など車両の状況を十分に考慮した上で、計画的な車両の更新等を行っていく必要がある。

- ② 稼働率が低い理由の中には、「マニュアル車のため」「エアコン・パワステが未装備のため」「他の車両（4WD）の使用に偏ったため」「乗車人数が多い時に使用しているため（乗車定員7名）」など、車両の仕様に起因しているものもあったことから、車両の更新に当たっては、使用目的、乗車人数など利用形態に応じた車両の仕様について十分に考慮した上で、購入する必要がある。

- ③ 監査対象の320機関のうち、平成29年度において「私用車の公務上の使用承認を受けて旅行した事例がある」機関は306機関（95.6%）で、ほとんどの機関で私用車の公務使用が行われている。また、私用車を公務上使用した理由として最も多いものが「居住地発着等のため公用車より私用車の方が業務上都合が良い」（75.2%）であった。

私用車を公務上使用することは原則禁止されており、私用車の公務上使用を容認できる場合とは、「緊急やむを得ない場合その他の特別の事情があるとき」と規定されている。

公務の適正な遂行と職員の安全確保を図るため、私用車の公務上の使用承認に当たっては、制度の趣旨を十分理解した上で形式的にならないよう行う必要がある。

- ④ 公用車983台のうち、通年契約しているリース車両は40台である。これらは災害からの復旧復興業務に対応するためなど、一時的な需要に対応するためのものが主となっている。

リース車両については、リース契約時に車検、定期点検、自動車保険等を含めることも可能であり、車両を維持管理するための事務負担の軽減につながるほか、安全性の確保が図られるメリットが認められる。一方で、リース期間によっては購入する場合と比較して経費がかかる傾向にある。

公用車の更新に当たっては、使用予定期間、車両を購入する場合とリース車両を導入する場合のメリット・デメリットを十分に検証の上、適切に判断する必要がある。

（3） 公用車の運行管理体制について

- ① 道路交通法において、一定以上の台数を使用する場合に安全運転管理者の選任が義務付けられているが、選任条件を満たしているにもかかわらず、安全運転管理者を選任していない機関が2機関あった。

安全運転管理者は、運転者の適性等の把握、点呼による安全運転の指示、安全運転指導など交通事故を防止する上で重要な役割を担っており、対象となる機関においては確実に選任すること。

- ② 管理規程において、運行管理者（保有機関の長）が公用車1台ごとに公用車取扱責任者

を指名することとされているが、指名していない機関が 14 機関あった。

公用車取扱責任者は、運行管理者の命を受けて公用車の整備及び保管に関する事務を処理するとされており、公用車について必要な点検及び整備を行い、常に良好な状態で使用することにより、整備不良による交通事故の未然防止及び安全走行につながるものと考えられることから、公用車を保有している機関においては確実に指名すること。

- ③ これらについては、公用車の運行管理に当たり、法令等を遵守すべき地方公共団体において必要な義務を怠っていたと認められることから、管理規程の所管課は、適正な運行管理の着実な実施を図るため、各部局等主管室課と連携しながら、改めて制度の周知徹底を図ることが必要である。

(4) 公用車の点検及び整備について

- ① 平成 29 年度における公用車の車検切れは、今回の行政監査を実施する前に 4 件が判明していたことから、定期監査においても公用車の車検管理について監査を実施したところである。

定期監査及び今回の行政監査においては、各部局等において車検切れ運行を防止するための取組が着実に進んでいるものと認められたが、車検切れの状態は、同時に自動車損害賠償責任保険に加入していない状態となり得ることから、二度と車検切れを起こさないよう、引き続き再発防止の徹底に努められたい。

- ② 平成 29 年度における道路運送車両法第 48 条の規定による定期点検の実施状況をみると、公用車 983 台のうち、167 台 (17.0%) が実施されていなかった。定期点検を実施しなかった理由は、「予算要求をしていなかった」「予算不足」「失念していた」「必要だと認識していなかった」などとなっており、法令等の遵守に対する認識が十分浸透していないと認められる。

車両の点検・整備を適正に行うことにより、交通事故や車両の故障を未然に防止できるとともに、その車両本来の性能や安全性が維持され、車両本体の長寿命化につながれることから、点検・整備の重要性について再認識の上、適正な時期に点検を行うよう対応されたい。

また、公用車の点検・整備について、法令等を遵守すべき地方公共団体においてその必要性を十分認識しておらず、適正な実施を怠っていたと認められることから、これを確実に実施するとともに、運行管理者は、定期的に注意喚起を行い、再発防止に努めることが必要である。

(5) 公用車の安全対策について

- ① 交通事故防止のための取組については、交通安全に関する研修の実施や運転免許証の有効期限を定期的に確認するなど、各機関において適正に実施されていると認められた。

しかし、公用車の交通事故については、毎年度 40 件～60 件程度発生しており、依然として多くの交通事故が発生している。したがって、安全運転の励行に関する職場での日常

的な声掛けや交通事故事例の情報の共有化を図るなど、交通事故防止の取組を行い、公用車の安全対策の実効性を高めていく必要がある。

- ② 企業局においては、平成 28 年度に発生した公用車事故の際に、ドライブレコーダーのデータが証拠となり、適正な過失割合で示談が成立したこともあり、ドライブレコーダーの装備率が 68%（企業局車両 25 台のうち 17 台に装備）と高率になっているが、公用車 983 台のドライブレコーダー装備率は 5.0%（49 台）と導入が進んでいない。

ドライブレコーダー等の装備については、交通事故防止や交通事故発生後の対応に実効性があることから、公用車の安全対策強化を図るため、装備車両を一層拡大する必要がある。

- ③ 公用車の任意保険の補償内容については、知事部局等と医療局、企業局でそれぞれ異なっている。

また、知事部局等においては、契約事務担当課が公用車事故の発生件数や賠償額の状況等について把握しておらず、補償内容の妥当性が十分に検証できていない。

公用車の任意保険の補償内容については、保険適用件数及び保険適用金額、事故における示談交渉サービスのメリットなどを踏まえ、その妥当性について、契約事務担当課が検証する必要がある。

また、知事部局等においては、職員による示談交渉等の負担軽減を目的として、過去の賠償額の状況を踏まえ、平成 29 年 9 月から 200 万円を限度とする対物賠償保険に加入しているが、企業局においては、現在も対物賠償保険に加入していないことから、これまでの交通事故の状況や事故における示談交渉サービスのメリットなどを踏まえ、保険加入の要否について検討する必要がある。

【参考】関係法令等（抜粋）

1 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

（安全運転管理者等）

第七十四条の三 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。）で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

3 前項の交通安全教育は、第百八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従って行わなければならない。

4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

5 自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任したときは、選任した日から十五日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 公安委員会は、安全運転管理者等が第一項若しくは第四項の内閣府令で定める要件を備えないこととなつたとき、又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ずることができる。

7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

8 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第百八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

2 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）

（安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数）

第九条の八 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が十一人以上の自動車にあつては一台、その他の自動車にあつては五台とする。

2 法第七十四条の三第四項の内閣府令で定める台数は、二十台とする。

3 前二項及び第九条の十一の台数を計算する場合においては、大型自動二輪車一台又は普通自動二輪車一台は、それぞれ〇・五台として計算するものとする。

(安全運転管理者の業務)

第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自動車の運転に関する運転者の適性、技能及び知識並びに法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講ずること。
- 二 法第二十二條の二第一項に規定する最高速度違反行為、法第五十八條の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、法第六十六條の二第一項に規定する過労運転及び法第七十五條第一項第七号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。
- 三 運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。
- 四 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。
- 五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七條の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
- 六 運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。
- 七 運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと（法第七十四条の三第二項に規定する交通安全教育を行うことを除く。）。

(副安全運転管理者の人数)

第九条の十一 法第七十四条の三第四項の規定による選任は、次の表の上欄に掲げる自動車の台数に応じ、同表の下欄に掲げる人数以上の副安全運転管理者を選任して行うものとする。

自動車の台数	人数
二十台以上四十台未満	一人
四十台以上	一人に四十台以上二十台までを超えるごとに一人を加算して得た人数

3 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）

(定期点検整備)

第四十八条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- 一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月
- 二 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 六月
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 一年

2 〔略〕

(継続検査)

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3～5 〔略〕

4 公用車運行管理規程（昭和44年岩手県訓令第22号）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 公用車の運行管理その他必要な事項については、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で県が所有し、又は借り上げて運行の用に供するものをいう。
- (2) 保有機関 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章及び第3章に規定する本庁の室及び課、広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関で公用車の管理を分掌するものをいう。
- (3) 運転者 自動車運転手である職員及び自動車運転手以外の職員で公用車の運転に従事するものをいう。

第2章 運行管理の機関

(運行管理者)

第3条 保有機関の長（以下「運行管理者」という。）は、公用車を安全かつ適切に運行するための必要な措置（以下「運行管理」という。）を講ずる責めに任ずる。

(運行管理事務主任)

第4条 保有機関に運行管理事務主任を置く。

- 2 運行管理事務主任は、運行管理者があらかじめ指定する職員とする。
- 3 運行管理事務主任は、運行管理者の命を受けて運行管理に関する事務を処理する。

(公用車取扱責任者)

第5条 保有機関に公用車取扱責任者を置く。

- 2 公用車取扱責任者は、公用車1台ごとに運行管理者が職員のうちから指名する。
- 3 公用車取扱責任者は、運行管理者の命を受けて公用車の整備及び保管に関する事務を処理する。

(安全運転管理者等)

第6条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項の規定に該当する保有機関の長は同項に規定する安全運転管理者を、同条第4項の規定に該当する保有機関の長は同項に規定する副安全運転管理者をそれぞれ職員のうちから選任しなければならない。

(整備管理者)

第7条 道路運送車両法第50条第1項の規定に該当する保有機関の長は、職員のうちから同項に規定する整備管理者を選任しなければならない。

第3章 運行管理

(根本基準)

第8条 公用車は、道路運送車両法その他車両の整備に関する法令の規定による整備が適正に行われている状態において、道路交通法その他道路交通の安全の確保に関する法令（以下「道路交通法等」という。）の規定に従い、公務を適正かつ効率的に遂行するために運行されなければならない。

第9条 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条まで及び第44条に規定する保安上又は公害防止上の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。

(公用車以外の自動車等の公務上使用の禁止)

第10条 公用車以外の自動車又は原動機付自転車は、公務遂行のため運行の用に供してはならない。ただし、緊急やむを得ない場合その他の特別の事情があるときは、この限りでない。

(点検及び整備)

第11条 運行管理者は、公用車（原動機付自転車を除く。）について、公用車取扱責任者又は運転者に道路運送車両法第47条の2第1項の規定による点検（同条第2項の自動車に該当する公用車にあっては、同項の規定による点検をさせ、及び同条第3項の規定による必要な整備をしなければならない。

第12条 運行管理者は、公用車について、道路運送車両法第48条第1項の規定による点検をし、及び同条第2項において準用する同法第47条の2第3項の規定による必要な整備をしなければならない。

第13条 運行管理者は、原動機付自転車についても、原動機付自転車以外の公用車の例に準じて、点検及び整備をしなければならない。

(使用)

第14条 公用車を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、公用車使用承認（運転命令）請求票（様式第1号）により（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって知事が定めるものをいう。次項において同じ。）を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、あらかじめ運行管理者の承認を得なければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、あらかじめ承認を得ることができないときは、事後速やかに承認を得なければならない。

2 運行管理者は、公用車の使用を承認したときは、公用車運転命令票（様式第2号）により（電磁的方法を使用する場合にあっては、別に定める方法により）、運転者に運転命令をしなければならない。この場合において、運転の技能又は経験の程度、運行用務と職務との関連その他の事情を勘案して運転をさせることが適当でない認められる職員に対しては、運転命令をしてはな

らない。

3 運行管理者は、その所管に係る公用車の台数が少ない等の事情により前2項の規定によることが事務の処理上適当でないとき、公用車運行管理記録簿（様式第3号）に所要事項を記入し、使用者及び運転者に明示することにより、公用車の使用を承認し、及び運転命令をすることができる。

4 前3項の規定は、公用車の使用の承認及び運転命令の変更の場合に準用する。

（交通事故等の措置）

第15条 運転者（運転者が報告できないときは、使用者又は同乗者）は、公用車の運行により道路交通法第72条第1項に規定する交通事故が発生したときは、同条に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに運行管理者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたときも、同様とする。

2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を調査し、公用車事故報告書（様式第4号）により総務部人事課給与人事担当課長に報告しなければならない。

（運行後の措置）

第16条 運転者は、公用車の運行を終えたときは、直ちにその旨を運行管理者に報告するとともに、当該公用車は清掃及び保管上必要な点検をした後公用車取扱責任者に、当該公用車の鍵は運行管理事務主任に引き継がなければならない。

（鍵の保管）

第17条 公用車の鍵は、運行管理事務主任が保管するものとする。

（記録）

第18条 運行管理者は、公用車1台ごとに公用車運行管理記録簿を備え付けて運行管理の状況を記録しておかなければならない。

（研修）

第19条 運行管理者は、運行管理の円滑かつ適切な実施を図るため、運行管理事務主任、公用車取扱責任者、安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者及び運転者に対してその業務遂行上必要な知識及び技能に関する研修を行うものとする。

第4章 運行管理者等の義務

（運行管理者の義務）

第20条 運行管理者は、公用車の整備及び運転者の健康状態に常に留意するとともに、運転を命ずるにあたっては、これらの状態が運行に適するかどうかを確認し、運転者が道路交通法等を順守するよう指示する等運行の安全の確保のために必要な措置をとらなければならない。

（安全運転管理者等の義務）

第21条 安全運転管理者、副安全運転管理者及び整備管理者は、法令の規定によりその権限に属させられた事務を適切に処理するとともに、その専門的な知識経験に基づき運行管理者に対して運行管理に必要な助言をしなければならない。

（公用車取扱責任者の義務）

第22条 公用車取扱責任者は、公用車について必要な点検及び整備を行い、常に良好な状態で使用できるようにしておかなければならない。

（運転者の義務）

第23条 運転者は、常に健康の保持に留意し、摂生を重んずるとともに、公用車の運行にあたっては、運行管理者の運転命令及び道路交通法等の規定に従い、安全の確保及び公務の効率的な遂行に努めなければならない。

第5章 損害賠償等

(損害賠償)

第24条 公用車の運行によって発生した交通事故について、県がその損害を賠償すべき責任がある場合は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第71条の規定により政府が行う自動車損害賠償保障事業の補償を基準として適正な賠償をするものとする。

2 前項の賠償事務の取扱いについては、別に定める。

(求償)

第25条 前条第1項の規定により県がその損害を賠償した場合において、当該交通事故が運行管理者その他の関係者の故意又は重大な過失によって発生したものであるときは、県が賠償した金額の全部又は一部を求償する。

2 前項の求償事務の取扱いについては、別に定める。

第6章 補則

(補則)

第26条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。